

船舶事故等調査報告書

平成24年11月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第50号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年6月10日 17時03分ごろ
発生場所	長崎県長崎市小墓島東方沖 長崎市所在の大墓島大瀬灯台から真方位104°2.0海里付近 (概位 北緯32°52.2′ 東経129°35.0′)
事故等調査の経過	平成24年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十八幸盛丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	132405、幸盛海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に亀裂及び擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、鋼材約665tを積載し、船長が単独の船橋当直に就き、船首約2.80m、船尾約3.80mの喫水をもって約11.4ノットの対地速力で自動操舵により小墓島と長崎市池島との中間付近を南南東進中、平成24年6月10日17時03分ごろ小墓島東方沖の暗岩（以下「本件暗岩」という。）に乗り揚げて擦過した。 船長は、船舶所有会社に連絡し、損傷状況を確認したところ、船底に亀裂を生じて浸水していたことから、応急修理のため、長崎市長崎港に向かった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長は、本件暗岩の存在を知っていたものの、小墓島と池島との中間付近を航行すれば問題ないと思い、本件暗岩の正確な位置を把握していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、小墓島東方沖を南南東進中、船長が、小墓島と池島との中間付近を航行すれば問題ないと思い込み、本件暗岩の正確な位置を把握していなかったことから、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、小墓島東方沖を南南東進中、船長が、小墓島と池島との中間付近を航行すれば問題ないと思い込み、本件暗岩の正確な位置を把握していなかったため、本件暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浅所が存在する海域を航行する際には、適切な水路調査を行い、浅所の正確な位置を把握すること。</li></ul>